

(仮称)仙台市自転車安全利用条例(素案)と他都市条例文の比較表

	仙台市素案	京都市自転車安心安全条例	福岡市自転車の安全利用に関する条例	名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例
1 目的	市、自転車利用者等の責務や市の施策の基本的な事項等を定めることにより、市内における自転車事故の減少や自転車事故の被害者保護等を図ることを本条例の目的とする。	第1条 この条例は、次に掲げる事項を目的とする。 (1) 自転車の安全な利用を促進するため、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）の意識の向上を図ること。 (2) 本市、自転車利用者、事業者その他の主体の責務と役割を明らかにすることにより、自転車に関する事故を防止し、自転車の秩序ある利用の推進による交通安全の確保に寄与すること。 (3) 「歩くまち・京都」憲章の趣旨のっとり、自転車の安全な利用を促進することにより、市民及び観光旅行者その他の滞在者が歩く魅力を満喫できるようにするとともに、観光旅行者その他の滞在者に対するもてなしを向上させること。	第1条 この条例は、自転車の安全利用の推進及び促進に関し、基本理念を定め、市、市民等その他の主体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全利用に関する普及啓発及び環境の整備を図るための諸施策を推進し、もって市民等の交通安全の確保及び自転車の利用促進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、市等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めこれに基づく自転車の安全で適正な利用に関する普及啓発及び環境づくりを図るための諸施策を実施し、もって市民の交通の安全の確保及び自転車事故による被害者の保護を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、自転車の安全な利用に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、歩行者を含む交通の安全を確保し、もって安全安心な生活環境の実現に資することを目的とする。
2 定義	市民が共通の理解をもって本条例の解釈ができるよう、条文中に用いる用語を定義する。	(1) 自転車 道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。 (2) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体に対する損害を賠償するための保険又は共済をいう。 (3) 府条例 京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例をいう。 (4) 自転車小売業者等 自転車(中古の自転車を含む。)の小売又は整備若しくは修理を業とする者をいう。 (5) 自転車貸出業者等 自転車の貸出しを業とする者及び自転車を自らの事業の用に供する目的で貸し出す者をいう。 (6) 自転車駐車場管理業者 自転車駐車場の管理を業とする者をいう。 (7) 宅地建物取引業者等 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者及び賃貸住宅の管理を業とする者をいう。 (8) 交通安全活動団体 交通の安全を図る活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。 (9) 商店会 京都市商店街の振興に関する条例第2条第2号に規定する商店会をいう。 (10) 自転車交通安全教育 自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。 (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。 (3) 地域等 地域、学校、家庭又は職場をいう。 (4) 灯火 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第18条第1項第5号に規定する灯火をいう。 (5) 自転車事故の保険等 自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償し、及び傷害を補償するための保険又は共済をいう。 (6) 関係機関 自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び地方公共団体の機関をいう。 (7) 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体をいう。 (8) 専修学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。 (2) 普通自転車 道路交通法第63条の3に規定する普通自転車をいう。 (3) 市民 市内に居住し、又は滞在する者をいい、市内を通過する者を含む。 (4) 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。 (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。 (6) 自転車小売業者等 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）及び自転車の貸出しをする者（以下「自転車貸出業者」という。）をいう。 (7) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校で高等課程を置くものをいう。 (8) 専修学校等 学校教育法第124条に規定する専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。 (9) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体に被害に係る損害を填補することを約する保険又は共済をいう。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。 (2) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。 (3) 自動車等 法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付き自転車をいう。 (4) 道路 法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。 (5) 交通安全団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。
3 基本理念	市民一人ひとりが自転車の安全な利用について理解を深め、道路交通法等の法令を遵守するとともに、市及び関係機関等が連携して自転車を安全に利用できる環境づくりを推進し、もって安全で安心なまちの実現を目指すことを本条例の基本理念とする。		第3条 自転車の安全利用の推進及び促進は、市民等一人ひとりが自転車の安全利用について理解を深め、交通事故を防止するよう心がけ、他人を思いやり、互いに譲り合う精神を醸成するとともに、市その他の主体が自転車を安全に利用することができる環境の整備に努め、もって人に優しく安全で快適なまち福岡の実現を目指すことを基本理念として行うものとする。	第3条 自転車の安全で適正な利用の促進は、市民一人ひとりが道路交通法その他の法令を遵守するとともに、自転車の安全利用について理解を深め、交通事故を防止するよう留意し、他人を思いやり、互いに譲り合う精神を醸成するとともに、市その他の主体が自転車を安全に利用することができる環境づくりに努め、もって安心して安全に暮らせるまちの実現を目指すことを基本理念として行うものとする。	第3条 自転車の安全な利用は、市民一人ひとりが自転車の安全利用についての理解を深め、交通事故を起こさず、交通事故に遭わないよう心がけるとともに、市その他の主体が安全な交通環境の整備に努めることにより実現されなければならない。

(仮称)仙台市自転車安全利用条例(素案)と他都市条例文の比較表

	仙台市素案	京都市自転車安心安全条例	福岡市自転車の安全利用に関する条例	名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例
4世代ごとの交通安全教育等の推進	市は、自転車の利用に関する法令遵守等の啓発を行う。	第3条 本市は、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (1) 自転車の安全な利用に関する市民、事業者等の意識の啓発及び自主的な活動の支援	第4条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。 (1) 自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導	第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる施策を実施するものとする。 (1) 自転車の安全で適正な利用に関する市民の理解を深めるための教育及び啓発	第4条 3 市は、市民に対し、定期的、段階的に歩行者及び自転車利用者の交通安全に関する教育を実施しなければならない。
	保護者は、監護する未成年者に対して、自転車の安全な利用に関する教育を行うよう努めなければならない。		第7条 子（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。以下同じ。）の保護者は、当該子に対し、自転車の安全利用に関する教育及び指導に努めなければならない。	第7条 保護者は、その監護する未成年者に対して、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び指導を行うよう努めなければならない。	第12条 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者（以下「保護者」という。）は、その保護する幼児、児童又は生徒に対し、交通安全教育を行うよう努めなければならない。
	高齢者と同居する家族は、高齢者に対して、自転車の安全な利用に関する助言を行うよう努めなければならない。		第7条 5 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他自転車の安全利用に関する助言に努めなければならない。	第13条 3 高齢者と同居する者等は、自転車を利用しようとする当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用について必要な助言をするよう努めなければならない。	第13条 高齢者の同居者等は、夜間に歩行する場合における自発光反射材の装着その他の交通事故の防止に関する事項について必要な助言をするよう努めなければならない。
	事業者は、通勤や事業活動により自転車を使用する従業員に対して、自転車の安全な利用に関する教育を行うよう努めなければならない。	第8条 5 事業者は、自転車の安全な利用の方法について従業員の理解が深まるよう啓発に努めなければならない。	第9条 事業者は、自転車通勤をする従業員その他事業活動に従事する者に対し、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導に努めるとともに、事業活動を通じて、自転車の安全利用の促進に努めなければならない。	第9条 事業者は、通勤及び業務の遂行のため自転車を利用する従業員に対し自転車の安全で適正な利用に関する研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	第10条 事業者は、その事業活動において、その従業員に対し、交通安全に関する啓発及び指導を行うとともに自転車の安全な利用に関する市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。
	学校の長は、関係機関や地域団体等から助言及び協力を得ながら、教育活動を通じて、児童、生徒又は学生に対して、発達段階に応じた自転車の安全な利用に関する教育を行うよう努めなければならない。	第8条 2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の長は、児童又は生徒に対して、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を実施するよう努めなければならない。 3 市立の小学校、中学校及び高等学校の長は、児童又は生徒に対して、その教育課程において自転車交通安全教育を実施しなければならない。	第11条 小学校、中学校及び高等学校（市立の小学校、中学校及び高等学校を除く。）の長は、児童又は生徒に対し、当該各学校における教育活動として、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導に努めなければならない。 2 市立の小学校、中学校及び高等学校の長は、児童又は生徒に対し、当該各学校における教育活動として、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導を行わなければならない。	第10条 学校の長は、児童、生徒又は学生に対し、教育活動を通じて発達段階に応じた自転車の安全で適正な利用に関する教育、啓発及び指導を行うよう努めなければならない。	第11条 学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、保育所及び認定こども園をいう。）を管理する者は、その学生、生徒、児童又は幼児に対し、その発達の段階に応じた交通安全教育を行うよう努めなければならない。 2 学校等を管理する者は、市、又は静岡県警察等の関係機関との連携を密にし、交通安全教育に資する情報の収集に努めなければならない。 3 学校等を管理する者は、その学生又は生徒で通学に自転車を利用する者に対し、自転車の危険な利用に起因する事故の実例等を踏まえた啓発指導を定期に実施するものとする。 4 市長は、前項の規定に基づく啓発指導の実施に必要な協力を行うものとし、必要があると認めるときは、その実施の状況について報告を求めることができる。
	大学及び専修学校等の長は、学生又は生徒に対し、自転車の安全な利用に関する教育を行うよう努めなければならない。	第8条 4 大学その他の教育研究機関の長は、自転車の安全な利用の方法について学生の理解が深まるよう啓発に努めなければならない。	第11条 4 大学及び専修学校等の長は、学生又は生徒に対し、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導に努めなければならない。	第10条 2 大学及び専修学校等の長は、学生又は生徒に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育、啓発及び指導を行うよう努めなければならない。	第11条 5 大学、学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を管理する者は、その生徒又は学生に対し、交通安全教育を行うよう努めなければならない。
	自転車小売業者は、自転車購入者に対して、自転車の安全な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。	第5条 自転車小売業者等、自転車貸出業者等、自転車駐車場管理者及び宅地建物取引業者等は、その事業活動を通じて自転車の安全な利用の方法について市民の理解を深めるなど自転車の安全な利用の促進に努めなければならない。	第10条 自転車販売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対し、第6条及び第7条に定める責務の周知並びに自転車事故の保険等に関する情報の提供に努めなければならない。 3 自転車販売業者は、事業活動を通じて、自転車の安全利用に関する啓発に努めなければならない。	第8条 自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対し、前2条の責務の周知に努めなければならない。 ※前2条⇒自転車利用者の責務、保護者の責務 3 自転車小売業者は、その事業活動を通じて、自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。	第8条 自転車小売業者は、自転車の点検及び整備の必要性に関する情報その他の自転車の安全な利用に関する情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。
	自転車貸出業者は、その貸出を受ける利用者に対して、自転車の安全な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。	2 前項の事業者は、市民、他の事業者及び交通安全活動団体並びに本市が行う自転車の安全な利用の促進に関する取組に協力するよう努めなければならない。	第10条 5 自転車貸出業者は、貸出しを受けて自転車を利用しようとする者に対し、自転車の安全利用に関する啓発に努めなければならない。	第8条 5 自転車貸出業者は、貸出しを受けて自転車を利用しようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。	

(仮称)仙台市自転車安全利用条例(素案)と他都市条例文の比較表

	仙台市素案	京都市自転車安心安全条例	福岡市自転車の安全利用に関する条例	名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例
5 (1)自転車事故の被害軽減及び被害者の救済	市は、乗車用ヘルメットの着用促進の啓発を行う。				
	自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。				
	保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用する際は、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。		第7条 2 保護者は、子が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。		第12条 2 保護者は、その保護する幼児、児童又は生徒が自転車に乗車するときは、反射材、乗車用ヘルメットその他交通事故の防止、被害の軽減に資する器具を使用させるよう努めなければならない。
	高齢者と同居する家族は、その高齢者が自転車を利用する際は、乗車用ヘルメットの着用について助言を行うよう努めなければならない。		第7条 5 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他自転車の安全利用に関する助言に努めなければならない。	第13条 3 高齢者と同居する者等は、自転車を利用しようとする当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用について必要な助言をするよう努めなければならない。	
	学校の長は、自転車通学者に対して、乗車用ヘルメットの着用を自転車通学を認める際の条件とするよう努めなければならない。				

(仮称)仙台市自転車安全利用条例(素案)と他都市条例文の比較表

	仙台市素案	京都市自転車安心安全条例	福岡市自転車の安全利用に関する条例	名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例
5 (2) 自転車事故の被害軽減及び被害者の救済 自転車損害賠償保険の加入促進	市は、自転車損害賠償保険等の加入促進の啓発を行う。	第3条 本市は、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (3) 自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入の勧奨	第4条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。 (3) 自転車への灯火の備付け、自転車の両側面への反射器材の備付け、自転車の定期的な点検整備及び自転車事故の保険等への加入の促進	第14条 4 市は、自転車損害賠償保険等に加入しようとする者の利便に資するため、自転車利用者等に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するものとする。	第14条 2 市、交通安全団体、自転車小売業者等は、自転車を利用する者の自転車損害賠償等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
	自転車利用者(未成年者は除く)は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。	第9条 自転車利用者(未成年者を除く。)は、自らが被保険者となる自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入をしなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者となっているときは、この限りでない。	第6条 4 自転車利用者は、その利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めるとともに、自転車事故の保険等に加入するよう努めなければならない。	第14条 自転車利用者(未成年者及び事業活動のために自転車を利用する者を除く。)は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入している場合は、この限りでない。	第7条 3 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済(以下「自転車損害賠償等」という。)への加入に努めなければならない。
	保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用する場合、その未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。	第9条 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入をしなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該未成年者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者となっているときは、この限りでない。	第7条 4 保護者は、子が利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めるとともに、子に係る自転車事故の保険等に加入するよう努めなければならない	第14条 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入している場合は、この限りでない。	第12条 3 保護者は、その保護する幼児、児童又は生徒が利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めるとともに、自転車損害賠償等に参加するよう努めなければならない。
	事業者は、業務において従業員に自転車を利用させる場合は、自転車損害賠償保険等へ加入するよう努めなければならない。	第9条 3 事業者は、その事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車を利用する者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入をしなければならない。		第14条 3 事業者は、その事業活動のために従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。	
	学校の長は、自転車通学者に対して、自転車損害賠償保険等への加入の有無の確認を行うよう努めなければならない。	第10条 5 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、専修学校並びに各種学校の長は、児童、生徒及び学生(以下「学生等」という。)が本市の区域内において自転車を通学に利用していることを知ったときは、当該学生等が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者であるか否かを確認するよう努めなければならない。			
	自転車小売業者は、自転車購入者に対して、自転車損害賠償保険等への加入の有無の確認及び加入していない場合の啓発を行うよう努めなければならない。	第10条 自転車小売業者は、自転車を販売し、又は整備し、若しくは修理するに当たっては、当該自転車を購入しようとする者又は当該自転車の整備若しくは修理を依頼する者(以下「自転車購入者等」という。)が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者であるか否かを確認するよう努めなければならない。この場合において、当該自転車購入者等が当該自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者であることを確認することができないときは、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。	第10条 自転車販売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対し、第6条及び第7条に定める責務の周知並びに自転車事故の保険等に関する情報の提供に努めなければならない。	第15条 自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車購入者(自転車を購入する者をいう。以下同じ。)に対し、自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。 2 自転車小売業者は、前項の規定による加入の確認により自転車の利用に係る自転車損害賠償等に参加していることを認めることができないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。	
	自転車貸出業者は、道路において利用する自転車を貸し出す場合、その貸出を受ける利用者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。	第9条 4 自転車貸出業者等は、自転車を借り受けようとする者に自転車を貸し出すときは、当該自転車を利用する者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入をしなければならない	第10条 4 自転車貸出業者は、貸し出す自転車に灯火を備え付け、当該自転車の両側面に反射器材を備え付けるとともに、当該自転車に係る自転車事故の保険等に加入するよう努めなければならない。	第15条 3 自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車損害賠償保険等を付した自転車を貸し出すよう努めなければならない。	

(仮称)仙台市自転車安全利用条例(素案)と他都市条例文の比較表

	仙台市素案	京都市自転車安心安全条例	福岡市自転車の安全利用に関する条例	名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例
6 自転車 の 点 検 ・ 整 備 の 促 進	市は、自転車利用者に対し、定期的な点検・整備の実施について啓発を行う。	第3条 本市は、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (2) 自転車利用者による自転車の点検及び整備又は修理の促進	第4条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。 (3) 自転車への灯火の備付け、自転車の両側面への反射器材の備付け、自転車の定期的な点検整備及び自転車事故の保険等への加入の促進	第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる施策を実施するものとする。 (4) 自転車の定期的な点検整備の促進	
	自転車利用者は、自転車の定期的な点検・整備を行うよう努めなければならない。	第4条 2 自転車利用者は、その利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じて整備又は修理をするよう努めなければならない。	第6条 4 自転車利用者は、その利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じて整備するよう努めるとともに、自転車事故の保険等に加入するよう努めなければならない。	第6条 4 自転車利用者は、両側面に反射器材を備えた自転車を利用する等、安全性の向上が図られた自転車の利用に努めるとともに、その利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備をするよう努めなければならない。	第7条 4 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備その他の交通事故を防止するための対策に努めなければならない。
	保護者は、その監護する未成年者が使用する自転車の定期的な点検・整備を行うよう努めなければならない。		第7条 4 保護者は、子が利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じて整備するよう努めるとともに、子に係る自転車事故の保険等に加入するよう努めなければならない。	第7条 2 保護者は、その監護する未成年者の利用する自転車について、定期的に点検し、必要な整備をするよう努めなければならない。	第12条 3 保護者は、その保護する幼児、児童又は生徒が利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じて整備するよう努めるとともに、自転車損害保険等に加入するよう努めなければならない。
	自転車貸出業者は、道路において利用する自転車を貸し出す場合、その貸し出す自転車の定期的な点検・整備を行うよう努めなければならない。				

(仮称)仙台市自転車安全利用条例(素案)と他都市条例文の比較表

	仙台市素案	京都市自転車安心安全条例	福岡市自転車の安全利用に関する条例	名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例
7 自転車の整備 の走行環境	市は、自転車の安全な利用に関する計画等に基づいて、自転車の走行環境の整備に関する事業を推進する。	第11条 本市は、国、京都府、市民、事業者、交通安全活動団体等と連携し、自転車に係る利用環境の向上を図るため、必要な措置を講じるものとする。	第4条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。 (4) 自転車の安全利用を促進するための道路環境の整備 第18条 市は、自転車の安全利用を促進するため、関係機関と相互に連携協力し、自転車を安全に利用することができる道路環境の整備に関する事業を推進するものとする。	第4条 3 市は、市民、関係機関等と連携して、自転車の通行環境の整備を行うものとする。	第3条 2 市は、自転車の駐輪に係る環境、通行に係る環境その他利用に係る環境を向上させる施策を推進する責務を有する。
8 自転車等の安全な通行に関する項目	自転車利用者は、自転車で通行することができる歩道内において、その自転車の通行が歩行者の通行を妨げる恐れがある際は、あらかじめ自転車を押して歩くなどして歩行者の安全確保に十分に配慮する。	第4条 自転車利用者は、道路交通法、府条例その他の法令の規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を励行すること等により自転車の安全な利用に努めなければならない。 (2) 商店街の区域内を通行しようとするときは、必要に応じて自転車を押して歩くこと。	第6条 2 自転車利用者は、歩道においてその利用する自転車の進出が歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、あらかじめ当該自転車を押して歩く等、歩行者の交通安全の確保に十分に配慮するよう努めなければならない。	第6条 3 自転車利用者は、自転車を利用するときは、歩行者等の通行の安全に配慮するよう努めるとともに、歩行者の交通量が著しく多い歩道にあっては、自転車を押して歩く等して歩行者の安全の確保に特に配慮するよう努めなければならない。	第7条 5 自転車利用者は、歩行者に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしてはならない。
	市は、歩行者の安全を確保するために特に必要があると認める歩道の区間を、自転車押し歩き推進区間として指定することができる。		第14条 市長は、歩行者の交通安全を確保するため特に必要があると認める歩道の区間を、押し歩き推進区間として指定することができる。 2 前項の規定による指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。 4 市は、関係機関及び関係団体と連携し、押し歩き推進区間における自転車の押し歩きが推進されるよう、啓発及び指導を行うものとする。 5 市長は、押し歩き推進区間を指定し、変更し、又は解除したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。		
	自転車利用者は、市が指定した自転車押し歩き推進区間を通行するときは、自転車から降車し、押して歩くよう努めなければならない。		第14条 3 自転車利用者は、押し歩き推進区間を通行するときは、自転車を押して歩くよう努めなければならない。		
	自転車利用者は、自転車横断帯のない横断歩道を歩行者用信号機に従って自転車で通行しようとする場合において、その横断歩道を通行している歩行者がいるときは、自転車を押して歩くなどして歩行者の安全確保に十分に配慮する。				
	歩行者は、歩きながらの携帯電話の操作等により自転車や他の交通への注意が散漫にならないよう努めなければならない。			第12条 道路交通法第63条の4第1項の規定により、普通自転車が通行することができる歩道を通行する歩行者は、原則として当該歩道の中央から車道寄りの部分を普通自転車が通行することに留意して通行するよう努めなければならない。 2 歩行者は、夜間に歩行する場合は、明るい服装や自発光式反射材を装着するなど自転車及び自動車等の利用者から認識されるよう努めなければならない。	第6条 歩行者は、道路の通行に当たっては、交通安全に関する法令を遵守するとともに、携帯電話等に表示された画面を注視すること等の他の交通への注意力が散漫となるような行為を慎むなど、道路交通に危険を生じさせないように努めなければならない。
	自動車等の運転者は、自転車が車両であると認識し、その側方を通過する際には安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。		第8条 自動車及び原動機付自転車の運転者は、自転車の側方を通過するときは、当該自転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。	第11条 自動車（道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。）及び原動機付自転車（同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）の運転者は、自転車が車両であることに特に留意し、安全に配慮して通行するよう努めるとともに、自転車の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。	第9条 自動車等の運転者は、自転車その他の交通の安全に配慮するよう努めなければならない。 2 自動車等の運転者は、自転車又は歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。 3 自動車等の運転者は、早期の前照灯点灯等他の交通から認識しやすくなる措置を取るよう努めなければならない。
な 9 利用 自 に 転 車 関 する 安 計 全	市は、次に掲げる事項について、自転車の安全な利用に関する計画を定める。 ・自転車の安全な利用に関する教育等について ・自転車の安全な利用に関する啓発等について ・自転車の走行環境の整備等について ・その他自転車の安全な利用に関する必要な事項				